

令和7年度 第1回東京都北区環境審議会 議事要旨

日時：令和8年2月17日（火）14:00～16:45

会場：北区役所 第二委員会室（第一庁舎4階）

【出席者】

<委員>

会 長：	小川 芳樹	委員			
	村上 公哉	委員	益永 茂樹	委員	茂木 もも子 委員
	中川 功	委員	清水 孝彰	委員	鈴木 啓三 委員
	原 芳子	委員	成川 友英	委員	大蔵 博 委員
	青木 博子	委員	石川 さえだ	委員	野口 将人 委員
	山中 りえ子	委員			

（欠席） 品川 明 委員 小山 文大 委員

<事務局>

銭場 多喜夫 生活環境部長 山口 正博 生活環境部環境課長

【次 第】

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）会長・副会長選出
 - （2）「王子駅前地区再開発計画」に係る環境影響評価調査計画書について
 - ・事業概要及び調査計画書の説明
 - ・調査計画書に対する区長意見（案）について
- 3 報告事項
 - （1）「北区環境基本計画 2023」の進捗状況について
 - （2）「北区緑の基本計画 2020」の施策目標の進捗状況報告について
 - （3）その他
- 4 閉会

【傍聴人】 7名

【配布資料】

- 次第
- 委員名簿
- 座席表
- 冊子「環境影響評価調査計画書（王子駅前地区再開発計画）」
- 資料1「北区の環境（令和6年度実績）」（抜粋）
- 資料2「北区緑の基本計画 2020」施策目標の進捗状況報告
- 資料3「北区緑の基本計画 2020」概要版
- 参考資料1 東京都北区環境基本条例

【議事要旨】

1. 開会

2. 議事

(1) 会長・副会長選出

○委員

- ・当審議会の会長の選出については、これまでも会長を務めていただいた小川芳樹委員に引き続きお願いしたい。

○委員一同

- ・異議なし

○会長

- ・副会長については、これまでに引き続いて品川明委員にお願いしたい。本日は欠席のため、事務局を通してお願いすることとする。

○委員一同

- ・異議なし

(2) 「王子駅前地区再開発計画」に係る環境影響評価調査計画書について

〈説明資料〉

- ・冊子「環境影響評価調査計画書（王子駅前地区再開発計画）」

〈説明〉

- ・資料に基づき事業者が説明。

〈質疑応答〉

○委員

- ・163 ページにこれだけの地域に影響があると記載されているが、どの地域にどのような影響があるのか。

○事業者

- ・影響を及ぼすと予想される地域について、これから環境影響評価をやって予測評価をする。この調査計画書は、この範囲で影響の予測を行いますということをあらかじめ記載しているものであり、具体的にどのような影響があるかということはこれからの調査である。ただ、この影響を及ぼすと予想される範囲の設定については、163 ページに記載があるように、景観の近景域を考慮して 800m の範囲としている。これは文献に基づいて設定をしており、景観の近景の影響の範囲は、環境影響評価の影響の範囲として想定されるのではないかとということで設定した。

○委員

- ・景観の影響はもちろんだが、それ以外にも御社が携わった高層ビル建設の際にその地域で他にどのような影響があったという例はないか。

○事業者

- ・高層建築物で影響があるのは、工事の影響としては大気汚染、騒音がある。それ以外では建物が建った後の影響ということで景観、風環境、日影の影響、電波障害について検討するといったところが高層建築物の際の環境影響評価としては通常行っているところである。それらについて事前に予測評価をし、環境保全対策を講じて環境上の配慮をしますという姿勢を事業者側として示していくことになる。

○委員

- ・事前にこの地域にこのような日影の影響が出るという表のようなものは出ないのか。

○事業者

- ・それについては、この後の評価書案の手続きにおいて具体的な予測評価結果としてご説明することになる。

○委員

- ・日影や騒音等に関しては地点を定めてどこで計測するという記述があるが、風に関しては建物の模型を作って風洞実験をすると記載されている。これは実験上での風になってくると思うが、どこまで現実的なものなのか。これまでも高層のビルができたところでは当初想定しなかったようなビル風が発生していると思っており、この風洞実験だけで現実的に風の影響が計算できるのかいうところを伺いたい。

○事業者

- ・風環境、特にビル風の検討に際しては風洞実験を予定しているが、現時点では風の予測に対して最も信頼性の高い方法として風洞実験が挙げられている。他にも方法はあるが、街の状況を再現した模型を作って実際に風を当て、そこでどうなるかを測定するというのが現時点では最も信頼性の高い方法となっており、東京都環境影響評価条例に基づく今回の環境アセスメント手続きにおいても、東京都環境影響評価技術指針の中で定められているこの風洞実験で進めていく。
- ・建物が建った後に実際にどうなるかというところについては、条例の中で事後調査手続きというものがあるが定められており、あらかじめ予測したものに対して実際どうだったのかという調査をすることが決められている。東京都の制度の場合は、ほとんど全ての項目に対して事後調査をやることが決められているため、風環境についても実際に建物ができた後で風の観測を行って予測結果通りになっているかの検証を行う。そこで、万が一予測と異なった場合には、必要な環境保全対策、例えば植栽を多くする、あるいは防風フェンスを設置するなど必要な対策を講じなければいけないという手続きになっており、建物が出来上がった後で終わりということではなく、事業者側としては事後調査をしてフォローしていくということになっている。その段階で住民の皆さんからご意見等があれば、条例の手続きの中で受けていくという形が決められている。

○委員

- ・風環境に関しては建物が完成した後にその影響評価書との比較検討を行った上で、次の対策を必ず打たなくてはならないということか。例えば、「あと10年経って樹木が大きくなれば大丈夫だ」というような意見があったりもするが、実際は木が大きくなるまで待ってられない。そういった場合の対策もきちんと行われるという認識でよろしいか。

○事業者

- ・必ず対策をしなければならないということではなく、予測通りであれば追加の対策は必要ない。万が一、予測結果以上の影響が出てしまった場合には必要な対策を講じる必要があるということである。
- ・植栽については、風洞実験において植栽は繁茂した状態の想定ではなく、工事をしてすぐの状態を加味した植栽を防風対策として位置付けている。実際に建物ができてからすぐに調査を行うため、植栽がまだ十分繁茂していない状況ではあるが、実験はそれを念頭に置いて防風対策として考慮してやることになる。植栽がまだ繁茂していないのでこのままもう少ししばらく待てば大丈夫だ、ということにはならない。その状態でもし影響があるようであれば、植栽以外にもしくは追加の植栽ということもあるが、対策を検討していくと考える。

○委員

- ・風の予測値は、我々が通常そこを通過するときの予測値なのか、突風を含めた平均しての予測値なのかというところでとらえ方の大きな違いがあると思うが、予測値は何を基準に決められるのか。

○事業者

- ・東京都環境影響評価技術指針の中で風環境評価指標が定められており、その指標に基づいた評価をする計画である。風環境評価指標について技術指針では村上先生による方法と風工学研究所による方法の2つのうちいずれかを使いなさいと指示があり、今回は風工学研究所の評価指標を用いる予定である。この風環境評価指標というのは、単純にビルが建って風が強くなるという評価ではなく、確率で評価することになる。先ほど委員がおっしゃった平均的なというのがこれに近いが、その場所で、強い風が吹く頻度がどのくらい増えるかという感覚で評価することになる。単純に、この場所にビルが建ったから強くなるということではなく、強くなる日が多くなるかどうかという観点になる。例えば、何も建っていないところでも台風の際には風が強くなるが、それも併せて評価してしまうと、台風の風なのかビル風なのかというところが分からない。ビル風だとすると、今までなかったところにビルが建ったときに、その頻度がどのくらい多くなるか、人々の生活に影響及ぼす強い風の頻度がどれだけ増えるのかという観点での評価指標ということになる。その辺はなかなか難しいところだが、風洞実験の結果が評価書案の段階で出てくるので、それも住民の皆さんに分かりやすく説明していく。

○委員

- ・風環境について、この事業が始まると同時に北区役所新庁舎の建設も始まる計画である。このビル建設だけを取って風洞実験をした場合に、将来的な予測が正しくできるのかどうか。おそらく、このビルが竣工する頃には北区の新庁舎も一定程度出来上がっているような状況だと思うので、風洞実験で行ったその風の強さとはまた違った結果が出てしまうのではないかと思うのだが、その辺はいかがか。

○事業者

- ・この計画書の中にも北区新庁舎の計画のことは記載してある。特に風については、将来系のモデルを設定して風洞実験を行うが、その中に北区の新庁舎を入れた形での予測を予定している。複合的な予測という形になってくるが、環境アセスメントの対象は民間の方だけになるので、もし悪い影響が出た場合は民間事業者としての責任において対策をするというのがこの環境アセスメントの趣旨になる。北区の新庁舎と将来的にどうなるかというところを合わせて風洞実験を行い、必要な対策はそれぞれで講じていくことになると考えている。しかし、基本的にはこちらのビルの方が高いため、ビルの影響の方が大きいという予想はしている。

○委員

- ・新庁舎も含めて実験していただけるということであれば、完成後の実態に近い数字が出ると思うので、安心である。
- ・112 ページで選定しなかった項目として悪臭が挙げられており、選定した項目のところには石神井川橋梁建設で水質汚濁があるのではないかとすることを想定されて項目が挙がっている。石神井川の該当部分というのは日常的に悪臭があり、橋梁建設の水質汚濁によって川底が攪拌されてヘドロが浮き上がるといったことも想定できる。そういう意味では悪臭も評価項目に入れた方がよいのではないか。

○事業者

- ・石神井川の悪臭についてはこれまでも環境審議会においてかなりご議論されてきた歴史があると把握している。今回の橋梁建設によって石神井川がどのくらい攪乱するのかということだが、現時点ではそこまで川の中に入るようなことはないのではないかと予想している。川の悪臭そのものは、この事業単体ということではなく川全体の話になるので、悪臭の対策をこの事業だけでやっても全体として効果的な対策にはなっていない。この工事単体ではなく、全体で考えるべきなのではないかというところと、通常、工場や廃棄物処理施設、下水処理施設といったものの環境アセスメントでは悪臭を設定するが、橋梁の建設ではあまりない。ましてや高層建築物の環境アセスメントの中で悪臭という

のは事例としてもない。工事のときに川の中に入って攪拌しなくて済むかどうかという配慮事項を検討していくというところで、水質汚濁のところである程度語ることができるのではないかと考えている。

○委員

- ・この工事自体が悪臭発生させるとは考えていないが、今後建設を進める中でご配慮いただきたい。

○委員

- ・風環境について、風洞実験に入れる上空風のデータは既存のデータを使うということだが、現地観測してそのデータを使うことは考えられないか。
- ・評価の仕方について、風環境で問題になるのは、突風が吹いて事故が増えたり、物が落ちたりした時にこれはビルの影響ではないかということで問題になってくる。風工学研究所の指標や村上先生の評価指標というのは、強い風が吹く頻度が多いか少ないかといった平均的な評価なので、例えば台風で事故が起きた時に、上空で吹いていた風の1.5倍の風速の風が地上で吹いていたならそれはビル風の影響であっても、そういった評価はしてくれない。その評価がないと、苦情が来た時に対策するかどうかということも分からない。

○事業者

- ・現地調査が必要なのではないかということに関しては、現地で測定できる風は地上に近く周辺の建物の影響を受けてしまっている風になる。風洞実験で吹かせる風というのは上空風と言い、建物の影響のないところで測定をしなければいけないということが東京都環境影響評価技術指針で決まっている。技術指針の中では、現地調査又は既存資料調査という設定があり、現地調査をやらなくてもいい場合には風洞実験その他で把握するようという規定になっているので、今回は現地調査ではなく風洞実験で影響状況を把握するという予定をしている。
- ・評価の方法について、突風についてということだが、こちらも環境影響アセスメントの中では風工学研究所と村上方式のどちらかの指標で評価をするということなので、その中で突風について語れるところがあれば、ある程度語れるところだが、一義的には風環境評価指標に基づいた予測評価を行う予定である。
- ・実際に被害が出たらというご懸念については、環境アセスメントでは先ほど申し上げたように事後調査の手続きがあり、その間は制度に基づいて事業者として責任を持たなければならないということになっている。実際に出来た後については、本当に被害があるということがあれば、それは事業者の方に相談していただくようなご案内を今後の説明会等において周知をしていく。ただ、建物が出来上がって防風対策が終わり、事業調査を行ってある程度影響が無いということが確認できたら手続き的にはそれで終わることになるので、何年か経って新たに被害が出てきたとしても、それは実際にその被害がどのようなものなのかということをお伺いして対応していくことになる。

○委員

- ・現に王子駅南口のファーストタワーのところではかなり強い風が吹くので、実際に見ていただければと思う。あの2倍の高さのビルが建つので、十分配慮してほしい。
- ・この事業はこの事業単体で行われるわけではなく、北区の新庁舎建設やその隣の印刷局の解体工事など、王子駅まちづくり整備計画の先行実施地区の事業の一環として行われる。工期が2027年から2033年となっているが、新庁舎建設と印刷局の解体工事の工期と重なることになる。そうすると、環境影響評価で完成後の将来計画を想定するのはもちろんだが、工事中の環境影響予測についても現在の状態にこの事業を上乗せするだけでは不十分ではないか。これらについて、他の周辺事業の影響をどこまで上乗せしてもらえるのか。これは本来北区が主導してやっていくべき話だが、事業者としてはそこまで考えていただけるのか。

○事業者

- ・供用後については北区役所新庁舎を想定した形で複合的な影響予測という形で考えているところだが、工事中の影響予測について他の事業の影響を加味するというのは非常に難しい。新庁舎や印刷局など他の事業に対するご意見をこちらに頂いてもそれを反映できる術が一義的にはない。だからと言って全く無視してよいということではなく、北区の方でも非常に注意をしてくことになると思う。その辺りについては、予測して対策をするのではなく、実際に工事が始まってから北区を交えて各事業者とも調整を図っていくべき内容である。環境アセスメントの中で工事中の複合予測をやるというのはなじまない。

○委員

- ・この辺りは荒川氾濫時に1mから2mの浸水が想定される地域だが、11・12ページの断面図で機械室が地下1階に入っているのが気になる。隣の北区役所新庁舎の機械室は7階に予定されていて、計画上水没しないところにある。この辺りは水が1日ぐらいで引くエリアということで、水が引いたら機械がきちんと動いて電気と水が供給できれば在宅避難ができるので、その辺を考えていただきたい。防災拠点として活用するという目的もあると思うので、その辺を考えていただければと思う。

○事業者

- ・ご指摘の件、十分理解をしている。11、12ページの断面図に機械室等と書いてあるが、詳細はこれから設計を進めていくところなので、その辺りも考慮し、水害に強い、水害にあつてきちんと継続して、お住まいあるいは事業が成立できるような形での設計をこれから詰めていく。

○委員

- ・騒音と振動についてはかなり大きな問題、課題である。赤羽台では、高層ビルの建設による工事車両と建設機械の騒音、振動によって近隣住民の方が毎日酔ってしまうくらいだとのことである。高層のビルを建てるにはかなり下に杭を打つため、かなりの振動があるということを区議会議員として聞いており、それをお伝えすることがよくあった。建物をつくる上での振動に対する調査というのはこちらに記載があるが、127ページの調査地点のNo.1からNo.8までの道路交通騒音というのは、工事車両の騒音調査地点であり、工事事業の本体に対しての騒音の調査地点は地点Aということによろしいか。

○事業者

- ・そのとおりである。No.1からNo.8については道路交通騒音、道路交通振動の調査地点で、工事用車両の通行によってどれだけ影響が増えるかという調査地点である。地点Aのところで、環境騒音、環境振動を調査することになるが、これはどちらかというところと現在の状況を把握する視点である。実際の建設機械の予測は、どれぐらいの機械をどれだけ配置するかということで予測をすることになる。先ほど申し上げた工事計画を設定し、ピークにおけるいくつかの地点になると思うが、そこで建設機械を想定して配置をしてどれぐらいの影響があるかを予測して、コンター図という等高線が入ったような形のもので予測をする。住まいが直近ではなく少し離れていても、自分の家は何デシベルぐらいになるのかということがわかるような形での予測をする。

○委員

- ・振動に関してはどうか。

○事業者

- ・同じである。

○委員

- ・振動は毎日のことになると近隣の方は本当に大変な思いをされる。工事が始まらないと分からないこともあると思うが、日常生活に差し障りがあるものなので、そこは十分に配慮してきめの細かい対応をしていただきたい。予測の説明会もされると思うが、そこでもきめ細かい対応をよろしく願いたい。

たしたい。

○委員

- ・今回は駅前再開発ということで民間の方がやられるが、都市計画など公共のこととかなり深い関係がある事業だと理解している。事前に区や都といった公共団体との打ち合わせはどの程度行われたのか。計画書の中に「今後関係当局と協議していく」というような記載が結構見られるので、これまではどのような関係でこられているのかご説明いただければと思う。

○事業者

- ・設計はこれから進めていくので、雨水流出抑制施設やごみの廃棄物処理施設をどうするかという細かいところはこれから進めていくことになる。ご質問のこれまでの協議というのは、都市計画の関係ということか。

○委員

- ・それも含まれるが、例えば今回は住民の数がかなり多くなるため、給排水量がかなり増えることが想定される。それに対して、公共側の給水が可能か、あるいは配水管のメインの幹線が受け入れ可能なかといったところがあらかじめ押さえられてないと先に進んでも仕方がないと感じ、その打ち合わせがどの程度できているのかということをお聞きしたところである。

○事業者

- ・建物のボリュームや配置配棟など環境アセスメントの調査に当たっての大枠は今日ご覧いただいた通り方針等が固まってきたが、例えば今ご指摘いただいた給排水の具体的な設備等についてはこれから具体的に内容を詰めていく。設計と併せてこれからということになるので、今日ご説明できるのはそこまでになる。

○委員

- ・先ほどからご指摘のある風環境については、私もなるべく現地データを取って検討していただきたい。都の方針に従うということだが、新庁舎もできるということで北区の人口配置を考えると高齢者の利用が増えるであろうという中で、転倒のリスク等も発生してくるので、風の検討は引き続きお願いしたい。風、工事車両の振動、交通量は大変懸念される場所である。この辺りは駅を中心地であり、また小さなお子様も行き交うようなエリアになっている。こういった開発の場合、最初に準備組合等の組合員には情報配信がされるが、区民の方にそのような風の影響の検討や、交通車両の運用についてどの辺までをどの時点で公表する予定なのか。
- ・今回の環境アセスメントには関係が無いかもしいないが、建物を建てるということは解体が起きるということで、アスベストやゴキブリ、ねずみ等の発生といった解体工事に関する環境変化に対する対応策をどのように考えられているのか。
- ・この辺りは飛鳥山の眺望に確実に影響する範囲だと思うが、飛鳥山の公園の方からこちらの高台の方を見る訪問者の方が多いと思われる。飛鳥山から見た場合にこちらの2棟のビル群がどのように見える予定なのかというところは計画当初から指摘があると思うが、どのようにになっているか。

○事業者

- ・区民の皆様にご説明する機会については、今は調査計画書という手続きになるが、この後予測評価を行った結果をまとめた評価書案を作成し、それを今回と同じように公示縦覧、公表してその時に住民説明会をする計画になっている。時期についてはまだ決めていないが、少なくとも今年中にはご説明する機会が出てくるのではないかと予定をしている。先ほどおっしゃった風の影響を始め工事用車両がどのくらい通行するのかといった影響も含めてご説明をすることになる。
- ・解体工事について、環境アセスメントは高層建築物を作る話だけだと思われるが、解体工事も環境アセスメントの対象になっている。アスベストについても実際に把握をし、それを適切に処分する

ということを環境アセスメントの手続きの中で明らかにするということになっている。ねずみ等についても、そういう声はよく頂戴しており、その辺りについても解体工事の中で配慮をしていく方針を今後の評価書案の中で述べていくことになる。

- ・飛鳥山の眺望については 151 ページに景観の調査地点を示してあるが、飛鳥山公園の中に 2 点設定している。特にこの開発が見えるところを中心にこの公園の中で選定をし、その地点からの現状の写真と出来上がった後のモンタージュを掲載して比較をし、皆様に分かりやすく説明しますというのがこのページの趣旨である。一方、北区が主催されている共創会議においても、飛鳥山公園からの景観の状況とはすでに公に出ているので、そちらの方もご確認いただければ現在の状況が把握できる。

○委員

- ・風や日影、電波の影響はかなり広く影響する。住民説明会となると参加者のみが情報を獲得しやすい状況になるので、なるべく積極的に広く周知することを期待する。この辺りは特に風が細く通りやすい場所が多いエリアで、人が多く通るエリアでもあるので、その辺の検討は引き続きお願いしたい。

○委員

- ・風水害の話がだいぶ出ているが、私が一番心配しているのは飛鳥山に対する影響である。今年の 10 月の末から 11 月の頭にかけて、東京都の方では江戸をテーマにした東京都全体に対する江戸文化の紹介を世界に発信していきたいという考えがあるとのことである。その中で、この飛鳥山というのは町人文化、花見の 1 つの文化の中心であり、東京都では江戸文化の世界文化遺産の登録を目指すというような話も出ているため、ぜひ飛鳥山の樹木などを守るようなことも考えながら進めていきたい。
- ・109 ページの水質汚濁のところで、一部で水銀、鉛、ヒ素が確認されたと書かれているが、どこで確認され、現在その地域の方々に影響はないのか。

○事業者

- ・土壌汚染については、従前の所有者が過去に調査をしてこのような結果が分かっているというところである。一部の地中の浅い深度のところからこういった物質が出ていということが分かっているが、直ちに土地の改変をするということはないので、直ちに周辺住民の方々に健康への影響はないと思っている。必要な対策や深度調査は今後開発の進捗に合わせ、法に基づいて行っていく。それについては、この環境アセスメントとあわせて報告をさせていただく。

○会長

- ・現況調査と予測調査を組み合わせる程度結果を出し、環境アセスメントの検討をしていくということだと思うが、そのスケジュールが記載されていない。できるだけ早い時点で第 1 回目の予測結果を出して、計画を先に進める前にその結果を踏まえてある程度対策を考えるのが良いと思うが、スケジュールをどう考えているのか。

○事業者

- ・ご質問の内容は、具体的なスケジュールではなく、工事が始まった後にまた予測評価が出てくるのはないかというご懸念があるということか。

○会長

- ・工事が始まる前にすべての予測結果を出すという理解でよろしいのか。

○事業者

- ・そのとおりである。環境アセスメント制度は、このアセスメントの手続きが終わらないと工事が始められないことになっている。

○会長

- ・水質汚濁について 2 地点を選んで現状調査をするとなっているが、その現状調査というのは工事が始

まる前の水質状況がどうであるかということをしちゃんと調べるという理解でよろしいか。

○事業者

- ・そのとおりである。

○会長

- ・各項目について、既存資料調査と現地調査による現況調査を行って予測・評価をするという同じパターンでアセスメントをやる形になっているが、土壌汚染と廃棄物については現地調査について書かれていない。特に土壌汚染は、既存調査で問題があったということが書かれていることを考えると、きちんと現地調査をして結果をまとめる必要があるのではないと思うが、いかがか。

○事業者

- ・土壌汚染については、環境アセスメントというよりは土壌汚染対策法や東京都環境確保条例の方で詳細に対応が決められている。環境アセスメントでは、その状況を適宜アセスメント図書の中で報告することになる。法や条例に基づいた手続きはこれからしっかりやっていくので、こちらの環境アセスメントの中では、評価書案や事後調査の段階で、どうなっているのかを公表していく予定である。現地調査をしないということではなく、調査をするタイミングがこの環境アセスメントとは若干ずれてくる可能性はある。

○会長

- ・そのような事情があるのであれば、誤解を抱かれないようにはっきりと書いた方が理解されるのではないか。

○事業者

- ・廃棄物廃棄物については、工事中の予測としては解体の量がどのぐらいかということになるが、これは現地調査というよりは建物の構造や築年数等から把握していくことになるので、現地に行ってしまうということではなく、資料から廃棄物の量を把握できる。現地調査ではないので既存資料調査と言っているが、実態は現地で調査するのと同じような内容を予定している。

○会長

- ・景観と日影の調査について、調査地点を見たときに、石神井川と明治通りに挟まれた北東側の部分に調査する地点が入ってないようだが、その辺は調査しなくてよいのか。

○事業者

- ・こちらについても東京都の環境影響技術指針の中で、計画地に隣接する道路あるいはその反対側という指定がある。例えば明治通りの北東側となると印刷局を挟んでしまうので、隣接しているという形にはならないので、影響が及ぶぎりぎりのところで144ページのNo.2の地点になっている。

○会長

- ・どういう道路が通っているという観点で重要な地点が選ばれているということか。

○事業者

- ・一般の方々が通常通行するようなという観点があり、印刷局の方は印刷局単体になってしまうので、この地点を選定している。

○委員

- ・環境評価とは少し方向性が違ってしまうが、建物があつたところに光がなくなることによって解体工事期間中大分暗くなると思われる。女性も行き交う中で、工事期間中の光の配置の配慮についてご検討いただきたい。

○事業者。

- ・今後工事会社が決まってからの話にはなるが、安全に通行できるような配慮は続けなければいけないという認識でいるので、事業者から工事会社に対してきちんと指導していく。

○委員

- ・フェンス越しにライトがつくということは想定できるが、そういった対応を引き続きご検討いただきたい。

○委員

- ・北東側について、15 ページの図が一番わかりやすいが、ここはペDESTリアンデッキで新庁舎の入口が想定されている。事業計画地の範囲から外れているということで、やはりここを圧迫感の調査の対象にすべきではないか。ただ、現状は新庁舎が無くこのような敷地にはなっていないので、新庁舎の入口になるべく近い現状の場所であるサンクスエアの裏側のゴルフ場の自転車置き場の辺りで調査をやっていただけないか。
- ・151 ページの景観調査地点について、地点を選ぶ基準はあるか。遠景域は必ず選ばなければならないとか、全部で何地点やらなければならないとかあるのか。

○事業者

- ・圧迫感や日影の天空写真の撮影場所については、新庁舎の近くということになると新庁舎の影響がかなりを占めてくるので、そうするとこの事業のアセスメントという趣旨から逸脱してしまうため、あえてこの事業の影響を評価できる地点ということでこの設定をしている。
- ・景観の眺望地点の選定については決まったものはないが、概ねの考え方に基づいて設定をしている。近景・中景・遠景は、既存資料に基づいて設定をしており、1500mと 800m、これは他の高層建築物の案件でもこれを採用している。近景は建物のデザインがかなり見えるようなところ、中景はそれよりももう少し上がっているところ、遠景は街の状況がどうなるかと言う地点ということで、その考え方が異なるエリアを近景・中景・遠景と設定している。151 ページで示している 12 地点については、実際にはこれより多くの地点を歩いて現地を見て、ある程度見えそうだというところを選定した。今回 12 地点設定しているが、満遍なく東西南北の各方向からある程度見えるようなところで、イメージしやすいところ、一般の方々が滞留したりあるいはそこが景観上のポイントになっているところを重点的に選んだ結果がこの範囲になっている。予測したが見えなかったというよりは、見えるところできちんと評価をした方がよろしいのではないかとということで、見えるところを中心に設定している。

—事業者退席—

〈説明資料〉

- ・区長意見（案）

〈説明〉

- ・資料に基づき事務局が説明

〈質疑応答〉

○委員

- ・工事車両の動線について、三角公園のところがちょうど出入口になっていて、その前にはバス停も多数並んでいるので問題ではないかと思ったが、区長意見案のその他のところに書いてあるようなので、これをもう少しと強調できないか。出来てからも問題になるし、工事中も大変な問題になるのではないか。

○事務局

- ・区長意見（案）のその他に書いたのは、どちらかと言うと、南口の広場から石神井川の南側を歩いて明治通りにぶつかる道路についてのことになる。14 ページを見ていただくと駅の南口の広場があって、その右斜め上ぐらいから赤と青の線が出ている。現在は普段車が全然通っていない道路だが、こ

ここに車が多く通るようになり、影響が大きいのではないかとということで区長意見として、その他に入れたところである。

○委員

- ・少し勘違いをしていたが、私が言ったところも問題になるのではないかと。ここに2つの大きなビルができて、その住民の相当な数の車の出入りがあるということになる。これは北区役所の新庁舎ができたときにも大変なことになるのではないかと。

○事務局（佐々木拠点まちづくり担当課長）

- ・この14ページは現状の道路に対して記載をしており、少し誤解が生じている部分がある。この三角公園のところがT字路のような形になっているが、今回の開発で貫通道路を明治通りに通すのとあわせて、その道路がそのまま三角公園の方に抜けていく計画になっている。ここに十字の交差点ができることになる。ただ、現状調査をするには現況の道路でしか調査はできないので、そこをどれだけ道路が走っているかといった調査をする形になる。14ページの完成後の開発の工程の形としては十字の形態になるので、評価書の段階で正しく伝わるように、資料の作成については事業者と相談しながら進めさせていただく。

○委員

- ・それは出来た時の話だと思うが、工事解体するときはこの形なのではないかと。

○事務局（佐々木拠点まちづくり担当課長）

- ・工事中はこの形である。

○委員

- ・現状のこの形だとすると、やはりこの前のバス停群に問題が出てくるのではないかと。私も朝この道路を通るが、かなり混んでいる。そこにまた右左にトラックの出入りがあるということになると、相当な混乱が起きるのではないかと危惧している。

○会長

- ・内容をよく検討していただき、追加した方がよければ追加記載するか、文章を工夫していただければと思うがいかがかと。

○事務局

- ・区長意見案1の(1)に大気汚染の工事車両が増えることによる影響の全般的なことは書かせていただいている。さらに強調ということであれば、表現の仕方と合わせてどうまとめるかを検討させていただく。

○会長

- ・すでに非常に混雑している道路であって、工事中に住民が大変お困りになる事態が出る可能性があるのであれば、問題点として明確に指摘をして、意識してもらえるようにしたほうがよい。

○委員

- ・新庁舎の設計の説明会の資料を見ると、この頃にはもう貫通道路ができていることになっている。3ページがまさにその図と思うが、そうすると工事中はまだできていないにしても、14ページの完成後の関連車両の入場出場経路が変わってくるのではないかと。これを工事の貫通道路の開通に合わせた形に直してもらった方がよいのではないかと。それによって騒音や大気汚染も大分変わってくるのではないかと。

○事務局（佐々木拠点まちづくり担当課長）

- ・3ページにあるように、貫通道路を右下から左上に流れる形で赤い矢印で示しており、王子駅前公園の中を貫通道路が通って明治通りの北側を通り抜けていく計画である。14ページの道路の方はそのようになっているというご指摘だと思うが、事業者がこのような形で記載した意図を確認し、特に

理由がないのであれば、公園の中を道路が通り抜けているような形でお示しするように確認する。

○委員

- ・ 6 の（２）の風環境のところで、植栽が成長する前の予測評価をお願いしたい。
- ・ 7 の景観調査地点のところで、この２点の他に北とぴあの展望ロビーからの景観がどう変わるかというところを評価してもらいたい。それから、名主の滝公園は今再整備をやっていて、展望デッキを作るといふ話もあるので、ここからの景観も調査地点に入れたほうがよいのではないか。
- ・ 景観調査地点について、事業者の提案にある№12 宮堀第一歩道橋は、人がほとんど滞留していないので入れなくてよいのではないか。

○事務局

- ・ 7 の景観のところで、北とぴあ展望ロビーと名主の滝公園を増やして、幹七のところは減らしてよいのではないかとのご意見であるが、庁内の景観の部署からも意見を聴取しており、具体的な地点のご提案もあったので、事務局の方で持ち帰らせていただき、最終的には会長とも相談して地点の選定については考えていく。

○委員

- ・ 110 ページの土壌汚染のところで「基準不適合土壌の存在が確認された」という記載だが、先ほどの話では確認したわけではなく聞いただけということだった。これが実際に基準手不適合土壌汚染が確認された場合、建築費が全然違ってくるのではないかと。その辺の確認をきちんとしておくように明記した方がよいのではないか。

○事務局（佐々木拠点まちづくり担当課長）

- ・ この部分は私の方で業者に直接確認しており、従前の土地所有者が土地の売買をするときに、過去にこのような調査結果が出ているということで資料として受け取っているとのことである。どこの場所でもこういったものが出ているかという資料を受け取っていて、事業者は把握していると聞いているので、それを含めた総工費になっていると思われる。
- ・ 参考までに、隣の印刷局王子工場でも同様にヒ素等の土壌汚染が確認されており、対策をしながら工事が進められている。石神井川周辺の川があった付近は自然由来を含めて土壌汚染が出やすい状況である。

○委員

- ・ この区長意見というのは、この計画書に対して区長の意見を表明する場だと思うが、例えば各論 1 の大気汚染については「～予測評価を実施されたい。」となっていて、こういう項目を追加してくださいということが書かれているが、2 の騒音・振動（1）のところでは、「影響範囲が最小限になるよう努められたい。」、温室効果ガスのところでも、「温室効果ガスの排出抑制に努められたい。」と書かれている。これは環境アセスメントに対する意見になっているだろうかという疑問があるのですがいかがか。

○事務局

- ・ 今回の区長意見はあくまでも調査計画書に対する意見という位置づけであるが、委員がおっしゃったように、事業そのものに対しても内容も含まれている。これについては、東京都の環境影響評価条例において、そのような内容が入っても構わないということを確認しており、区として特にここは配慮いただきたいというものを入れさせていただいた。

○委員

- ・ それであれば、計画書に対する意見と全般的な意見を分けて書いた方がわかりやすいのではないかと。初めて見ると違和感があったので、ご検討いただきたい。

○会長

- ・ 計画書に対しての意見を最初にまとめて書いて、プラスアルファで記載したいことについては別で整

理するかどうかというところを検討していただきたい。

○事務局（銭場部長）

- ・今委員からご指摘あった内容については部内でもかなり議論をして両論あったところだが、今回はこのような形にしてこの場でご議論いただくこととした。委員、会長からのご指摘いただいたので、書き方や表現の仕方については事務局と会長に預らせていただく。

○会長

- ・3の水質汚濁のところ、現況から推測すると資料に記載のある地域の現況と調査地点の状況では水質的に大きな隔たりがあるので、適切に評価予測評価を実施されたいということだが、先ほどの質問の時に、「石神井川の建物を建てる場所に近い2地点を現地として選んで、建物が建つ前の水質を調査し、建設中と建設後も調査していく」というお話をされていたので、この「現況から推測すると」というところが繋がっていないのではないかと。先ほどのその回答を踏まえた形での表現に直していただきたい。

○事務局

- ・見直しをする。

○委員

- ・4の生物・生態系のところで、「計画地周辺」というのはどの辺までを想定しているのか。例えば飛鳥山公園の方まで含めているのか。

○事務局

- ・飛鳥山公園も含めたエリアと考えていたが、地域の特定や、そもそも陸上生物が今回の工事でどこまで影響するかという一般的な話もあるので、ご意見を踏まえて再整理する。

○委員

- ・この環境影響評価の項目には当てはまらないかもしれないが、震災時に建物は壊れないと思うが、水・電気・排水が使えないとなると住んでいる方々が避難せざるをえない状況になる。そうすると公共にかなりの負担になり、周りにも影響がある。震災時にも電気・水・排水が使えて生活継続できるように、防災性能を高めてもらう必要があるのではないかと。

○会長

- ・今の点は全般的に検討されている部分で、必要と判断するのであればその点も少し指摘することは可能だと思うので、事務局の方でご検討いただきたい。

○事務局

- ・検討する。

○会長

- ・この事務局案をもとにして、今の議論で出た意見を追加していくような形でまとめたい。いろいろな意見を出していただいたので、会長一任とさせていただき、事務局を修正して区長意見の審議会案とすることよろしいか。

○委員一同

- ・意義なし

3. 報告事項

(1)「北区環境基本計画 2023」の進捗状況について

＜説明資料＞

- ・資料1 「北区の環境（令和6年度実績）」（抜粋）

＜説明要旨＞

○事務局 資料に基づき説明

＜質疑応答＞

○会長

- ・光化学スモッグ注意報が策定時の3回から現状値が12回と大きく増えているが、これは何か特別な事情があるのか。

○事務局

- ・これは東京都全体で注意報が発令されているということになるが、昨今の猛暑が影響していると思われる。風が弱くて、暑いと注意報が出やすくなる。
- ・令和6年度単年だけを見ると高い数値になっているが、例えば、過去10年間の東京都全体の平均では8.0ぐらい、令和7年度も8回である。過去10年平均で見ると特に目立って高いというわけではない。

○会長

- ・基本目標の4の区内で確認した植物が策定時と現状値でかなり増えているので何か特別な理由があるのか。

○事務局

- ・結果としてこのようになっているが、理由は把握していない。

○会長

- ・資料2の方でも出てくるが、在来種の数が336から466に増えている。増え方が大きいので、後で調べて理由が分かれば教えてほしい。

○事務局

- ・わかりました。

(2)「北区緑の基本計画2020」の計画目標及び施策目標の進捗状況報告について

＜説明資料＞

- ・資料2「北区緑の基本計画2020」施策目標の進捗状況報告
- ・資料3「北区緑の基本計画2020」概要版

＜説明要旨＞

○事務局 資料に基づき説明

＜質疑応答＞

○委員

- ・基本計画の次の改訂はいつか。

○事務局

- ・10年計画のため、2030年度になる。

○委員

- ・改訂まであと4年、改訂の検討に入るのは2年半後くらいになる。そこに向けての意見になるが、1点目は民有地の保護樹木が減少していたり、生垣助成が令和4年度から無いということで、民有地の緑をどうするかということが問題になってくる。他区の緑の基本計画のワークショップに参加した際にも、相続の時や少子高齢化で維持管理ができなくなってしまうという問題がこれから益々増えていくだろうということだった。その辺に向けた対策をセットで打っていかないと、助成制度を周知しただけでは厳しいのではないかと。
- ・2点目は生物多様性の関係で、北区は緑の基本計画の中に生物多様性地域戦略を入れているが、生物多様性地域戦略は本来緑の話だけではなく、生物多様性の恵みを地域社会でどう活用していくか、農

地を持っているところであれば農業の話や、食育、産業の観点などの話も入ってくる。次の改訂のときは、生物多様性地域戦略はぜひ別立てで作っていただきたい。

○事務局

- ・1点目については確かに悩ましい課題である。明確な特効薬が無いため、他の自治体の事例などを参考にしながら、緑の維持管理、保全については引き続き検討していく。
- ・2点目については、2.3年後に改訂の準備に入るので、その段階で整理して進めていければと考えている。

○会長

- ・生垣助成の話が出たが、屋上緑化や壁面緑化についても最初の3年間は増えているのに、後の3年間で停滞しているので、この辺ももう少し工夫できればよいのではないかと。

(3) その他

○事務局

- ・今年度の環境審議会は本日のみとなる。来年度以降は引き続き王子駅前地区再開発の環境影響評価の手続きがあるため複数開催になる予定。
- ・北区環境基本計画 2023 の中間見直しの時期が 2027 年度であるため、来年度、中間見直しの方針について事務局で検討して審議会にてお諮りする予定。